運　営　規　程

指定(介護予防)短期入所生活介護

社会福祉法人　郁慈会

特別養護老人ホーム　郁楽苑

運 営 規 程

第 1 章.総則

【事業の目的】

第 1 条.　社会福祉法人郁慈会が開設する、指定(介護予防)短期入所生活介護の事業の適切な運営及び、利用者に対する適切な指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を確保するために、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)短期生活介護を提供することを目的とする。

【方針】

第 2 条.　要(支援)介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の(支援)介護その他の日常生活上の世話及び、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第 2 章. 事業所名及び所在地

事業所名:特別養護老人ホーム　郁楽苑　　所在地:奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 4244 番地

第 3 章.従業者の職種、員数及び職務の内容

第 3 条.　従業者の職数、員数

指定(介護予防)短期入所生活介護の従業者について、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な、数以上とする。

① 施設長(苑長): 1
② 医師: 入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行う為に必要な数
③ 生活相談員: 2 以上
④ 介護職員又は看護師若しくは准看護師: 50 以上
⑤ 看護職員:4 以上
⑥ 栄養士: 1以上
⑦ 機能訓練指導員(兼務): 1以上
⑧ 介護支援専門員: 2 以上
⑨ 調理員・事務員・その他職員: 当ホームの実情に応じた適当数

第 4 条.　職務の内容

① **施設長**(苑長):施設の運営全般を統括し、管理する。
② **医師**:利用者及び職員の健康管理に必要な予防診断、治療等の業務に従事する。
③ **生活相談員**:利用者の生活内容の充実を図り、個々に有する問題解決の助言と指導を行うと共に、生活全般の向上のため必要な計画作成、実施等の業務に従事する。
④ **介護職員**:利用者の日常生活の中で起こる諸問題を共に考え共に悩み励まし、その精神的安定を図ると共に、必要な身辺の介助、補給等の業務に従事する。

⑤ **看護職員**:利用者と職員の健康管理、保健衛生並びに医療看護に関する必要な総ての業務に従事する。

⑥ **栄養士**:利用者の健康増進と食生活向上のため献立を作成、調理指導、食品発注並びに食品衛生に関する必要な総ての業務に従事する。

⑦ **機能訓練指導員**:日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う等の、業務に従事する。

⑧ **介護支援専門員**:介護計画の立案、要介護認定に関する事務処理をする。

⑨ **調理員**:栄養士の献立に従い、利用者の健康増進のため食生活の向上を目指して、食事の調理と食品の保管及び、調理器具の管理に従事する。

⑩ **事務員**:庶務・用務及び会計に関する事務処理をする。

⑪ **その他職員**:ボイラー・電気関係・庭の手入れ・修繕・受付等の業務に従事する。

第 4 章.利用定員

第5条.　利用定員は10名とする。利用定員を超えて、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を行ってはならない。

第 5 章.指定(介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料、その他の費用の額

第 6 条.　指定(介護予防)短期入所生活介護の内容

① 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者について、第129条1項等に規定する(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上での必要な援助を行う。

② 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実を図る。

③ 1 週間に 2 回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭をする。

④ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助をする。

⑤ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを、適切に取り替える。

⑥ 離床・着替え・整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

⑦ 食事は栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとすると共に、適切な時間に行い、自立支援に配慮し、出来るだけ離床して食堂で行われるよう努める。

⑧ 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練を行う。

⑨ 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持の為の適切な措置をとる。

⑩ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に必要な助言その他の援助を行う。

⑪ 教養娯楽設備を備える他、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

⑫ 常に利用者の家族との連携を図る。

⑬ 利用者の状態に応じた口腔衛生管理を行う

第 7 条.　利用料、その他の費用の額

① 指定短期入所生活介護のサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、原則として介護保険負担割合証

に記載されている割合の額とする。

② その他の費用について

・食費:朝食 430 円、 昼食 710 円、 夕食 710 円

※介護保険負担限度額認定証が該当される方は、記載されている食費の負担限度額とする。

・滞在費(多床室) :1 日 915 円

滞在費(従来型個室):1 日 1,231 円

(但し、低所得者の食費、居住費については大臣が定める負担限度額とする。)

・ 送迎費:送迎実施地域以内(上牧町、王寺町、斑鳩町、三郷町、河合町、広陵町、大和高田市、香芝市)は、介護報酬告示上の額(1,840 円)の 1 割から 3 割。

送迎実施地域を超えると、片道 1,000 円。

・日常生活上必要となる諸費用(希望者のみ) :1 日 400 円

・おやつ代(希望者のみ) :1 日 180 円

・光熱費【居住費外(希望者のみ)】: 電気機器の持ち込み 1 日 10 円 レンタルテレビ 1 日 110 円

・理美容代等:実費

・エンゼルセット(死後処置料:該当者のみ) : 15,000 円

・文書料(該当者のみ) : 5,000 円

③ 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第 6 章.通常の送迎の実施地域

第8条. 通常の送迎の実施地域は、上牧町、王寺町、斑鳩町、三郷町、河合町、広陵町、大和高田市、香芝市とする。

第 7 章.サービス利用に当たっての留意事項

第9条. 留意事項

① 利用者は、互いに助け合って明るい生活を営み、団体生活の秩序を維持するよう努めなければならない。

② 利用者は、当苑の諸規則を守らなければならない。

③ 利用者が前項の規程に違反し、又はこの規程に基づく当苑の指導に従わないため著しく秩序を乱し、他に支障をもたらす場合には利用の取り消しを求めることができる。

第 8 章.緊急時等における対応方法

第10条. 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の措置を講じる。

第 9 章.非常災害対策

第11条. 非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるため定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行わなければならない。

第 10 章.その他、運営に関する重要事項

第12条.

① 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

③ 施設は、サービス提供にあたり身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を原則として行わない。ただし、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合については、本人(入所者)又は家族(身元引受人)の同意を得て、身体拘束その他行動を実施する。

身体拘束等の行為を行った場合には、施設は直ちにその日時、態様、入所者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、その他必要な事項について、書面に記録することとする。

④ 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

⑤ 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

第 11 章.実施

第13条. 委任

この規程に定める事項の他、必要な事項の実施に当たっては、理事長の承認を得て、施設長がこれを行う。

第 12 章.虐待の防止のための措置に関する事項

第 14 条.

1.利用者の人権擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

② 虐待の防止のための指針を整備する。

③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

⑤ 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。

⑥ その他虐待防止のために必要な措置。

2.サービス提供中に、従業員又は養護者(利用者の家族等、高齢者を擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 13 章.事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項

第 15 条.

1. 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指

針を整備する。

② 事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。

③ 事故防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催する。

2. 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3. 前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録するものとする。

第 14 章.業務継続計画の策定に関する事項

第 16 条. 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

① 従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 15 章.感染症対策に関する事項

第 17 条. 施設において感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するものとする。

② 従業者に対し感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための感染症対策の指針を作成し、研修会を定期的に実施するものとする。

付則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する

※平成 22 年 11 月 1 日一部改訂
※平成 23 年 8 月 5 日一部改訂
※平成 24 年 4 月 1 日一部改訂
※平成 25 年 6 月 1 日一部改訂
※平成 26 年 4 月 1 日一部改訂
※平成 27 年 4 月 1 日一部改訂
※平成 27 年 8 月 1 日一部改訂
※平成 30 年 4 月 1 日一部改訂
※令和 1 年 10 月 1 日一部改定
※令和 2 年 2 月 1 日一部改定
※令和 3 年 8 月 1 日一部改訂
※令和 5 年 4 月 1 日一部改訂
※令和 6 年 4 月 1 日一部改訂
※令和 6 年 8 月 1 日一部改訂
※令和 6 年 9 月 1 日一部改訂
※令和 8 年 2 月 1 日一部改訂
※令和 8 年 4 月 1 日一部改訂
※令和 8 年 8 月 1 日一部改訂